四　ポンプの全ての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端を塞いだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧からその八十四パーセントを減じた値に達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。

別表（第二十一条関係）　［表略］

別図（第21条、第31条関係）　［図解］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日前に消防法第二十一条の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行った動力消防ポンプについては、改正後の動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の規格に適合する動力消防ポンプとみなす。

○総務省令第七十五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

総務大臣　村上誠一郎

消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正前

目次

［第一章～第三章　略］

第四章　大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース（第三十三条―第三十六条）

［第五章・第六章　略］

附則

（用語の意義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　消防用ホース　平ホース、保形ホース、大量送水用ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。

二　平ホース　消防の用に供するホース（ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施したものに限り、保形ホース及び濡れホースを除く。第三号の二及び第四号において同じ。）であって、大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース以外のものをいう。

三　保形ホース　消防の用に供するホースであって、ホースの断面が常時円形に保たれるものをいう。

三の二　大量送水用ホース　消防の用に供するホースであって、大量の水等を送水するために使用する呼び径（設計された内径（単位　ミリメートル）をいう。第四条第二項及び第五条第一項において同じ。）が百五十を超えるものをいう。

四　大容量泡放水砲用ホース　消防の用に供するホースであって、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられるものをいう。

五　濡れホース　消防の用に供するホースであって、水流によりホース全体が均一に濡れるものをいう。

［六～八　略］

九　ダブルジャケット　平ホース、大量送水用ホース又は大容量泡放水砲用ホースを外とうで被覆した構造のものをいう。

改正後

目次

［第一章～第三章　同上］

第四章　大容量泡放水砲用ホース（第三十三条―第三十六条）

［第五章・第六章　同上］

附則

（用語の意義）

第二条　［同上］

一　消防用ホース　消防の用に供する平ホース、保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。

二　平ホース　ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施した消防用ホース（保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースを除く。）をいう。

三　保形ホース　ホースの断面が常時円形に保たれる消防用ホースをいう。

［新設］

四　大容量泡放水砲用ホース　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられる消防用ホースをいう。

五　濡れホース　水流によりホース全体が均一に濡れる消防用ホースをいう。

［六～八　同上］

九　ダブルジャケット　平ホース又は大容量泡放水砲用ホースを外とうで被覆した構造のものをいう。